

置賜広域行政事務組合情報セキュリティポリシー

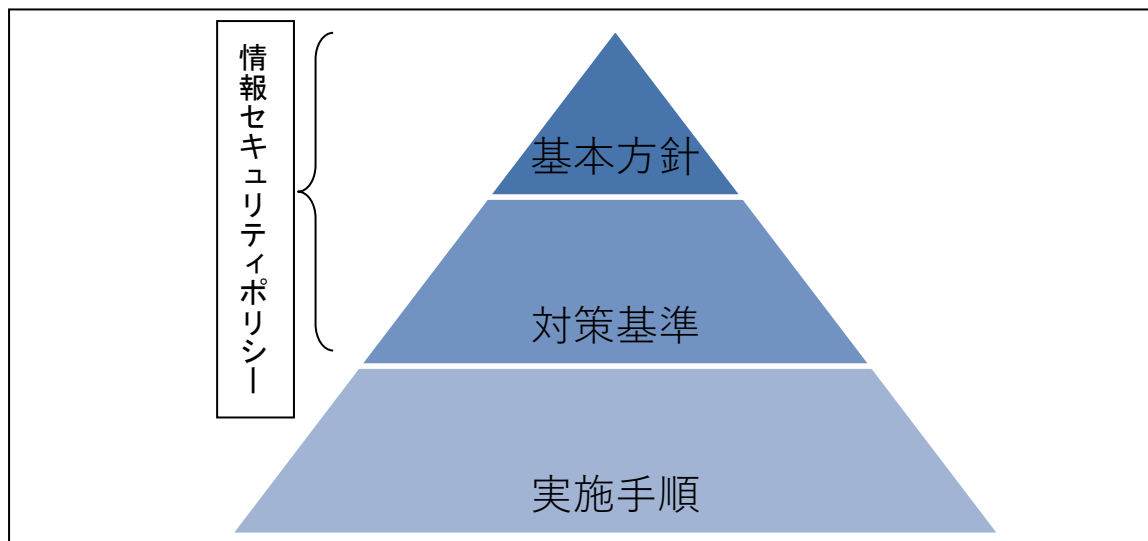
置賜広域行政事務組合情報セキュリティポリシーの構成

置賜広域行政事務組合情報セキュリティポリシー（以下「情報セキュリティポリシー」という。）とは、置賜広域行政事務組合（以下「本組合」という。）が保有する情報資産に関するセキュリティ対策について、総合的、体系的かつ具体的に取りまとめたものです。

情報セキュリティポリシーは、本組合の情報資産を取扱う職員一人ひとりに浸透、定着させる必要があります。一方で、情報セキュリティ対策は、情報通信技術や情報処理技術の進展に伴う急速な状況の変化に、柔軟に対応することが必要です。

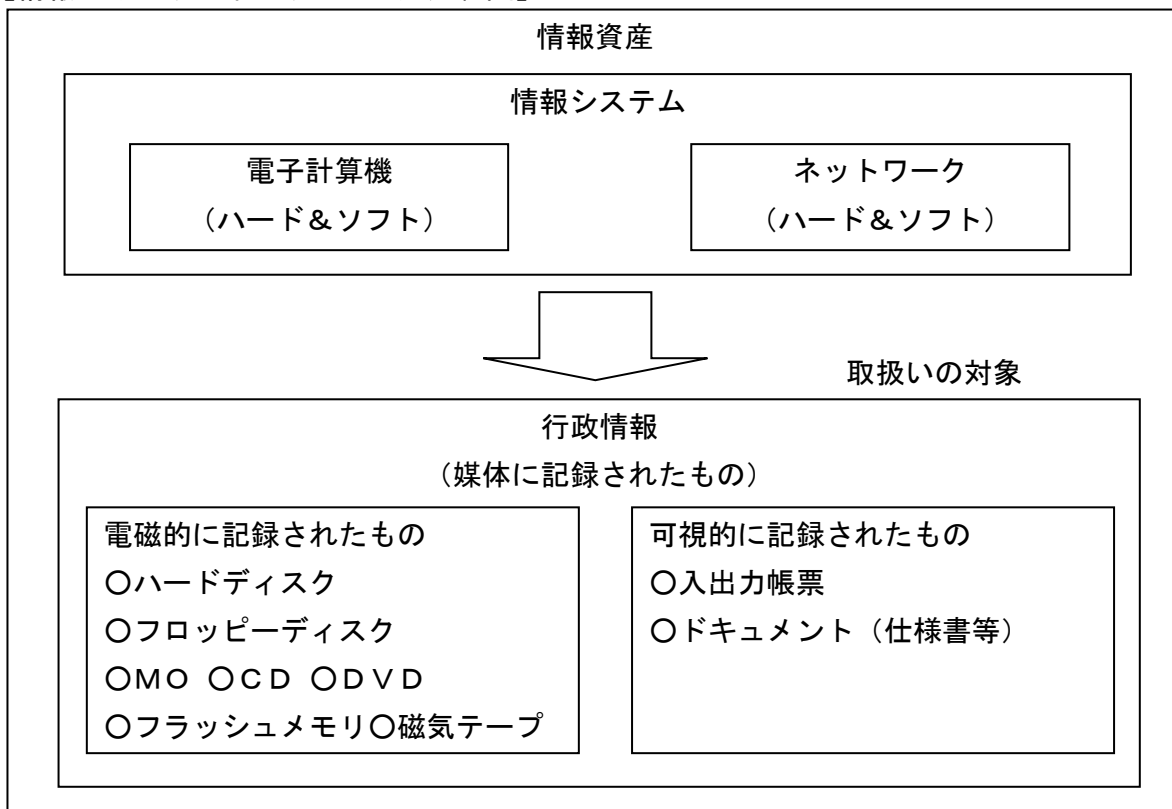
この情報セキュリティポリシーは、情報セキュリティ対策に関する統一かつ基本の方針である「情報セキュリティ基本方針」と、情報資産を取り巻く状況の変化に適切に対応するための「情報セキュリティ対策基準」、情報システム毎に情報資産の取扱いを定めた「情報セキュリティ実施手順」の3階層で構成され、上位の2階層にある基本方針及び対策基準を情報セキュリティポリシーとします。

【置賜広域行政事務組合情報セキュリティポリシーの構成】

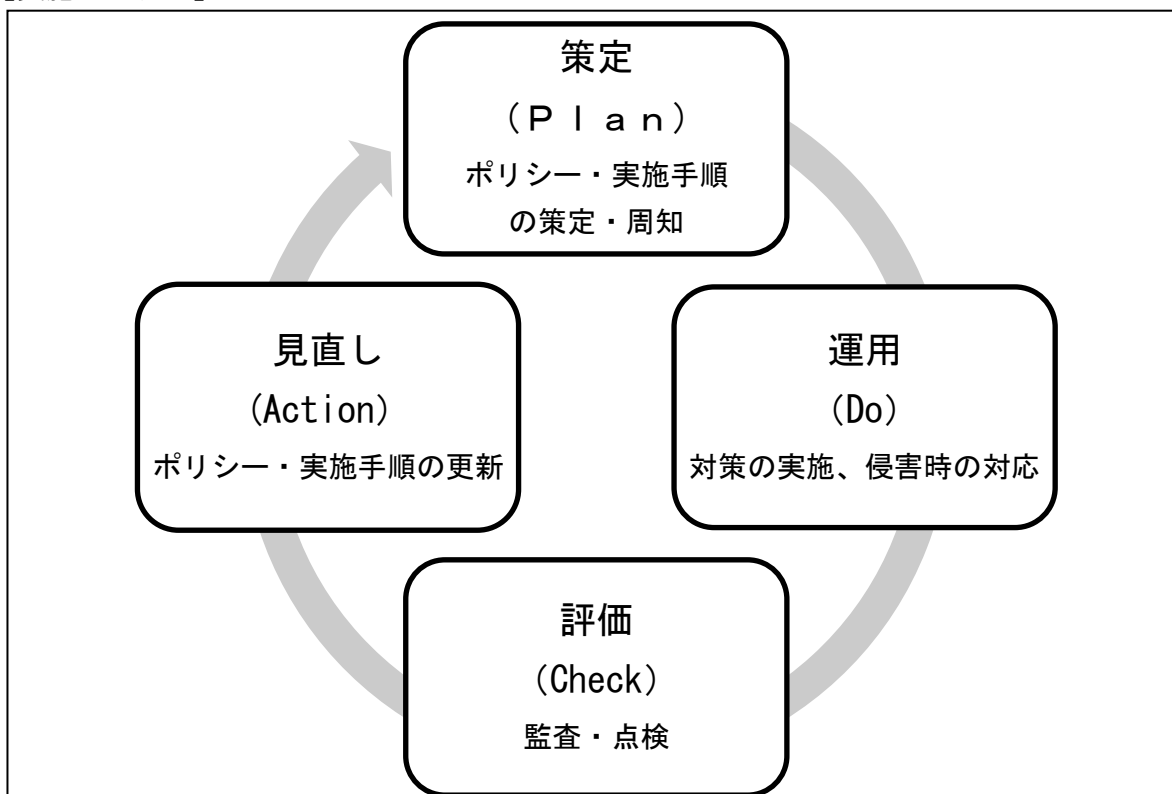


名 称		内 容
置賜広域行政事務 組合情報セキュリ ティポリシー	情報セキュリティ 基本方針	情報セキュリティ対策に関する統一かつ 基本的な方針
	情報セキュリティ 対策基準	情報セキュリティ基本方針を実行に移すた めの全ての情報システムに共通の情報セキ ュリティ対策の基準
情報セキュリティ実施手順		情報システム毎に情報資産の取扱いについ て定めた実施手順

【情報セキュリティポリシーの適用範囲】



【実施サイクル】



I 情報セキュリティ基本方針

○置賜広域行政事務組合情報セキュリティ基本方針

令和8年訓令第1号

(目的)

第1条 この訓令は、置賜広域行政事務組合（以下「本組合」という。）が保有する情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持するための対策を総合的、体系的かつ具体的に定めることにより、住民の財産、プライバシー等を守り、安全で安定的な行政事務を組織的かつ継続的に実施するために、本組合における情報セキュリティ対策に関する基本方針を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 実施機関 理事会、監査委員会及び議会をいう。
- (2) 職員等 本組合の情報資産に接する全ての職員（非常勤職員及び会計年度任用職員を含む。）をいう。
- (3) 受託者 本組合から情報資産の取扱いを委託された事業者（受託事業者から再委託を受けた事業者を含む。）をいう。
- (4) ネットワーク ハードウェア（コンピュータを構成している電子回路、周辺機器等の物理的実体をいう。）を相互に接続するための通信網をいう。
- (5) 情報システム ネットワーク、ハードウェア、ソフトウェア（コンピュータを制御する手順及び命令をまとめたものをいう。）及び記録媒体（ハードディスク、フロッピーディスク、MO、CD、DVD、フラッシュメモリ及び磁気テープ等をいう。）で構成され、業務を処理する仕組をいう。
- (6) 情報資産 情報システム及び情報システムの開発、保守及び運用に係る全ての情報並びに情報システムで取り扱う全ての情報（情報の重要性に鑑み、紙等の有体物に出力された情報を含む。）をいう。
- (7) 情報端末 情報システムを利用し、又はその他情報資産を扱うパソコン及びタブレットをいう。
- (8) 機密性 情報資産を利用することを許可された者だけが、権限のある際に、権限のある方式に従って、情報資産を利用できることを確実にすることをいう。
- (9) 完全性 情報及び処理方法が正確であること及び完全であることを保護することをいう。
- (10) 可用性 情報資産を利用することを許可された者が、必要なときに情報資産を所定の方法で利用及び制御できることを確実にすることをいう。
- (11) ASP（アプリケーション・サービス・プロバイダ） 特定又は不特定多数の利用者が必要とする情報システムの機能をネットワークを介してサービスとして提供し、サービスの利用の対価として利用者からサービス利用料を受け取る事業又は事業者をいう。

- (12) インターネット接続系 インターネットメール、ホームページ管理システム等に関するインターネットに接続された情報システム及びその情報システムで取り扱うデータをいう。
- (13) 無害化通信 インターネットメール本文のテキスト化や端末への画面転送等により、コンピュータウイルス等の付着がない等、安全が確保された通信をいう。
- (14) 情報セキュリティ 情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持することをいう。
- (15) 情報セキュリティポリシー この訓令及び置賜広域行政事務組合情報セキュリティ対策基準（令和8年訓令第2号）をいう。

（適用範囲）

第3条 情報セキュリティポリシー（以下「本ポリシー」という。）は、本組合が保有する情報資産並びに情報資産を取り扱う職員等及び受託者に適用する。

（職員等の責務）

第4条 職員等は、情報セキュリティの重要性について共通の認識を持ち、業務の遂行にあたっては、本ポリシーを遵守するとともに、情報資産の利用及び保管にあたっては、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）並びに置賜広域行政事務組合個人情報保護法施行条例（令和5年条例第13号）に定められた事項を遵守し、情報資産及び情報システムを適切に取り扱わなければならない。

2 本ポリシーに違反した職員等は、当該違反により生じた結果の重大性及び当該違反の態様の悪質性等の状況に応じて懲戒処分の対象となる場合がある。

3 受託者は、情報セキュリティの重要性を認識し、受託した業務の遂行又はサービスの提供にあたっては、本ポリシーを遵守しなければならない。

（情報資産への脅威）

第5条 情報セキュリティ対策を実施するにあたり、特に認識すべき情報資産への脅威は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 外部者の脅威 外部の者による故意の不正アクセス又は不正操作による情報資産の破壊、改ざん、消去、持ち出し、盗難その他の行為
 - (2) 職員等の脅威 職員等又は受託者による故意の不正アクセス又は不正操作による情報資産の破壊、改ざん、消去、持ち出し、盗難その他の行為及び規定外の端末接続による情報資産の漏洩
 - (3) 災害等の脅威 地震、落雷、火災等の災害による事故又は故障等による業務の停止
- （情報セキュリティ対策）

第6条 理事会は、前条の脅威から情報資産を保護するため、次の各号に掲げる対策を講じなければならない。

- (1) 情報システム全体の強靱性の向上 情報セキュリティの強化を目的とし、業務の効率性・利便性の観点を踏まえ、インターネット接続系において、不正通信の監視機能の強化等の高度な情報セキュリティ対策
- (2) 人的セキュリティ対策 職務上付与された権限管理の徹底、情報セキュリティに関する職員等の責務、本ポリシーの啓発、教育及び情報資産への侵害等が発生した場合の報告義務等の必要な対策
- (3) 物理的セキュリティ対策 情報システム等について、不正な立入り及び損傷、破壊、

盗難等並びに自然災害等から情報資産を保護するための物理的な対策

- (4) 技術的セキュリティ対策 情報資産を不正なアクセスやコンピュータウイルス等から保護するため、ネットワーク管理、アクセス制御、ウイルス対策及び受託者への改善指示等の技術的な対策
- (5) 運用面に関するセキュリティ対策 情報資産を適切に保護するため、本ポリシーの遵守状況の確認、ネットワークの監視、緊急事態に対応するための危機管理対策及び受託者における情報セキュリティポリシー遵守状況の確認と改善指示等の運用面に関する必要な対策
- (6) 業務委託及び外部サービス等利用の対策 次に掲げる対策を講じなければならない。
 - ア 業務委託を行う場合には、委託業者を選定し、情報セキュリティ要件を明記した契約を締結し、委託事業者において必要なセキュリティ対策が確保されていることを確認し、必要に応じて契約に基づき措置を講じること
 - イ 外部サービスを利用する場合には、利用に係る規定を整備し対策を講じること
 - ウ ソーシャルメディアサービスを利用する場合には、ソーシャルメディアサービスの運用手順を定め、ソーシャルメディアサービスで発信できる情報を規定し、責任者を定めること

(情報セキュリティ対策基準)

第7条 理事会は、情報セキュリティ基本方針を実施するために、全ての情報システムに共通する遵守すべき行為及び判断等の基準となる情報セキュリティ対策基準を策定しなければならない。

(情報セキュリティ実施手順)

第8条 理事会は、情報セキュリティ対策基準に基づき、情報セキュリティ対策を実施するための具体的な手順を定めた実施手順を策定しなければならない。

2 前項に掲げる実施手順は、公開することにより本組合の行政運営に重大な支障を及ぼすおそれがあることから非公開とする。

(情報セキュリティの評価及び見直し)

第9条 理事会は、本ポリシーの実効性を検証するための監査、点検及び評価を実施し、新たな情報セキュリティ対策が必要となった場合、状況に応じ適宜見直しを実施しなければならない。

(その他必要な事項)

第10条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。